

	第	号
令和	年	月 日

殿

税務署長

㊟

小 売 に つ い て の 記 帳 命 令 書

酒税法施行令第 52 条第 3 項ただし書の規定により 番 にあるあなた（貴

製造場

社）の酒類

販売場

において酒類を小売した場合には、下記事項を帳簿に記載することを命令します。

記

- 記載要領
- 1

下記事項には、酒税法施行令第 52 条第 3 項ただし書に規定する事項のうち命令する事項を具体的に記載する。
- 2

不服申立て等についての教示文を添付する。